

司法取引の社会的影響

--- 論点の整理 ---

Social and Economic Effects of Plea Bargaining

館 健太郎
Kentaro TACHI*

Abstract

Most criminal cases are resolved out of court by plea bargaining in the United States. Plea bargaining is similar in form to an economic transaction, so the principles and tools of economic analysis are useful to investigate its effectiveness. This paper briefly reviews some important aspects of plea bargaining, such as its effects on the judicial system and criminal activity.

1 はじめに

司法取引 (plea bargaining) は答弁の取引とも呼ばれ、被疑者・被告人¹が裁判で罪を認めるかわりに検察官が刑の軽減を保証する取引をいう。アメリカでは、刑事裁判における有罪判決の大半がこの取引によって決まっていると言われている。また、日本でも司法取引の導入に関する議論が活発になってきている。

この司法取引についてはこれまで幅広い分野で多面的に論じられてきたが、日常の経済的取引と共通する側面が多いことから、経済学とりわけ情報の経済学や契約理論などの手法を取り入れた分析も継続的に行われてきた。

これらの分析は、大きく犯罪の発生後と発生前という二つの局面に分けることができる。犯罪の発生後では、検察官が被告人を取り扱う際に司法取引がどのような役割を果たすかが問題とな

* Lecturer, Faculty of Economics, Nihon Fukushi University

る。また犯罪の発生前では、司法取引が社会全体における犯罪の発生にどのような影響を与えるかが焦点となる。本稿ではこの事後と事前という二つの観点にもとづいて、司法取引の社会的影響について論点を明確にしていきたい。

以下、次のように議論を進めていく。第2節では裁判との関わりにおいて司法取引が果たす役割について述べる。第3節では刑罰と犯罪抑止の関係についての研究を紹介した上で、刑罰による犯罪抑止には司法取引が大きく影響することを説明する。第4節では本稿のまとめと今後の課題について述べる。

2 裁判と司法取引

2.1 裁判費用の節約

はじめに裁判と司法取引の関わりについて説明する。司法取引を導入する利点としてよく指摘されるのは、裁判にかかる費用を削減できるということである。この費用削減の効果については、研究面においてももっとも早くから関心が寄せられてきた。

Landes (1971) や Adelstein (1978) は、裁判を行うために多くの費用と時間がかかるという点に注目して、司法取引の経済効果について論じた。もし検察官と被告人が司法取引を行うならば、検察は有罪の立証のために使われる費用や人員を大幅に削減することが可能となり、一方で被告人も取引に応じることによって自らの刑罰を軽くすることができる。

このように、検察官と被告人の双方に取引による利益が存在しているため、もし司法取引が認められたならば、自然に取引が生じるだろうと考えられるのである。特に検察の予算や人員がかなり制約されているような状況では、より頻繁に司法取引が行われるようになるだろうと推測される。この点については、後に述べるように犯罪の抑止を考える際にも重要な要因となってくる。

2.2 過誤に対する保険

しかし、このような経済的理由だけでは、司法取引を正当化するのに十分ではないと考える人も多い。司法取引に対する批判として、逮捕された被告人が本当は無実であるにもかかわらず、厳しい取り調べから逃れようとして取引に応じ、結果的に有罪が確定してしまうことがあるのではないかという指摘がある。これに対して Grossman-Katz (1983) はこのような事態が生じうることを認めつつ、司法取引がむしろこの問題を緩和させるために積極的な役割を果たすのではないかと主張した。

先ほどの Landes (1971) の分析では真犯人だけが逮捕されると想定しており、無実の者が有罪の判決を受ける、いわゆる冤罪の可能性は最初から排除されていた。しかし、現実にはそういった危険性は十分に考えられるし、また逆に、真犯人が逮捕されているにもかかわらず、無罪や過度に軽い刑罰が確定することもあるだろう。

これらの問題は、統計的仮説検定における第一種の過誤と第二種の過誤に対応している。第一

種の過誤 (type error) とは、ある仮説が正しいにもかかわらず正しくないと判断してしまうことをいい、今の状況ではもし被告人が無実であるという仮説を立てたとき、無実の者を誤って有罪とすることに対応する。また第二種の過誤 (type error) とは、ある仮説が正しくないのに正しいとみなしてしまうことをいい、ここでは真犯人を無罪にするとした過誤に対応する。検察官や社会全体にとってはどちらの過誤もなくするのが理想的なのだが、現実には無実の者が司法取引に応じれば第一種の過誤が、真犯人が応じれば第二種の過誤が生じてしまう。

しかし、これらの問題は司法取引に限らず裁判においても生じる危険性がある。無実の者は法廷で無罪を勝ち取る可能性がある一方で、もし有罪と判断されれば司法取引に応じるよりも重い刑罰が確定する。また、真犯人は相応の刑罰が科せられることも、証拠不十分として無罪になることもあるだろう。したがって、司法取引と裁判のどちらにおいても二種類の過誤が生じうるのである。

そこで Grossman-Katz (1983) は、検察官とすべての被告人が危険回避的であるとしたとき、司法取引と裁判のどちらが二種類の過誤による損失を小さくして社会厚生を高めることができるかを比較した。ここで過誤による損失は、それぞれの過誤の大きさとそれが起きる確率の加重平均で求められるものとする。

もし検察官と被告人の司法取引が成立したとき、被告人が無実の者ならば第一種の過誤が、真犯人ならば第二種の過誤が確実に生じるのに対して、裁判では被告人の罪の有無が慎重に審理されるため、司法取引に比べて過誤が生じる確率は低くなる。一方で、もし裁判所が誤った判断を行ったときには、犯罪に応じた刑罰がそのまま科せられるため、過誤は司法取引よりも裁判の方が大きくなる。こうした司法取引と裁判による過誤についてまとめたのが表 1 である。

このような状況において、検察官と被告人がともに危険回避的であり、また裁判で決まる量刑に対する不確実性がかなり大きいとき、両者にとって司法取引によってあらかじめ量刑を確定させて大きな過誤の危険性を回避した方が望ましくなる。以上のように、司法取引は過誤に対する保険としての機能を果たし、これによって二種類の過誤による損失を小さくすることができるのである。

2.3 被告人のスクリーニング

さらに Grossman-Katz (1983) は、司法取引が保険の役割を果たすだけでなく、検察官が注意深く取引の条件を提案することによって、無実の者と真犯人を判別することができることを示

表 1 司法取引と裁判による過誤

	司法取引	裁判
無実の者	軽い刑罰になる	重い刑罰の可能性
真犯人	軽い刑罰になる	無罪の可能性
過誤の確率	高い	低い
過誤の大きさ	小さい	大きい

した。これは情報の経済学でスクリーニング (screening) または自己選択 (self-selection) と呼ばれている効果である。

そもそも司法取引や裁判において過誤が生じるのは、検察官や裁判官と被告人の間に情報の非対称性 (asymmetry of information) が存在していることが原因となっている。情報の非対称性とは、複数の関係者の中で一部の者だけが何らかの私的情報 (private information) を持っており、情報が偏在している状況を指す。被告人の取り調べの場合でも、被告人は自分が罪を犯したのかどうかを知っているのに対して、検察官はこれを確かめるのが困難なため、両者の間に情報の非対称性が生じている。このような状況の下で、司法取引は被告人を無実の者と真犯人にふるい分けする役割を果たすのである。

なぜそのようなことが可能になるのかについて、彼らのモデルを簡単に追っていくことにしよう。まず、モデルを組み立てるにあたって以下のような前提をおくこととする。第1に、検察官と被告人の取引において、検察官が最初取引の条件を提案し、被告人はその条件を受諾するか、それとも拒否するかという二つの選択肢しかない状況を考える。このような状況では、被告人にとって条件について交渉する余地を一切持たないため、検察官にとってもっとも有利な形の交渉となる。これはこうした前提をおくことによって交渉過程の分析を単純化できるということと、多くの場合、検察官の方が交渉力が強いだろうと推測されるからである。

第2に、検察官と被告人との間に情報の非対称性が存在しており、検察官はあらかじめ被告人が真犯人かどうかを知ることができないものとする。したがって、情報の面では被告人の方が有利な立場にいることになる。また、裁判には費用がまったくかからないものとする。これは情報の非対称性の問題に分析を集中させて、本節の最初に述べた費用削減の効果と切り離すための仮定である。第3に、検察官は被告人に対して、司法取引で提案した量刑を必ず裁判で実現することを保証できるものとする。このことに対する検察官の信用がなければ司法取引そのものが成り立たなくなる。

第4に、裁判において被告人が有罪の判決を言い渡される確率は、被告人が真犯人であるときよりも、無実の者であるときの方が低いと仮定する。なぜなら、たとえ裁判によって罪の有無を完全に判定することは不可能だとしても、審理の過程で真実により近づくことができるだろうと考えられるからである。これは司法取引による被告人のスクリーニングが可能になるために重要な性質となる。第5に、被告人はすべて同じ程度に危険回避的であるものとする。ただし、現実には被告人によって危険に対する態度は異なってくるため、後ほどこの仮定を緩めた場合についても考察する。

ところで、司法取引が二種類の過誤に対する保険としての役割を持っていることから、検察官が一定以上量刑を軽くすることを保証するならば、危険回避的な被告人は重い刑罰を受ける危険性のある裁判を回避するために司法取引に応じるだろう。したがって、被告人にとって司法取引に応じると取引を拒否して通常の裁判を選ぶのが無差別になるような量刑が存在していることとなる。これは不確実性下の意志決定における確実性等値 (certainty equivalent) に対応する

ものなので、ここで等価の量刑と呼ぶことにする。すなわち、もし検察官が等価の量刑と同じかそれよりも軽い量刑を提案したならば、被告人は必ず司法取引に応じるのである²。

なお、等価の量刑は、裁判で有罪が確定する確率とそのときの量刑に依存して決まる。もし被告人が裁判において高い確率で有罪が確定するか、または重い刑罰が科せられると予想するならば、検察官が重い刑罰を提案しても司法取引に応じるだろう。また、第4の前提により真犯人よりも無実の者の方が裁判で有罪になる可能性が低いいため、無実の者にとっての等価の量刑も真犯人のそれより軽くなる。したがって、無実の者と真犯人にとっての等価の量刑をそれぞれ c_i および c_g とするとき、 $c_i < c_g$ となる。

実は、このように無実な者と真犯人との間で等価の量刑に差があることがこの議論のポイントとなる。

いま、検察官が司法取引で提案する量刑を p_b とする。もしこの量刑が $p_b \leq c_i$ だった場合には、無実の者と真犯人のどちらにとっても裁判よりも司法取引の方が望ましいため、すべての被告人がこの提案を受け入れるだろう。一方、量刑が $c_i < p_b \leq c_g$ のときには、無実の者が司法取引よりも裁判を望むのに対して、真犯人は依然として司法取引の方を望むため、結果的に真犯人だけが検察官の提案に応じると予想される。また、量刑が $c_g < p_b$ の場合には、どちらの被告人にとっても司法取引よりも裁判の方が望ましいため、すべての被告人がこの提案を拒否するだろう。このような検察官の提案と交渉結果について、表2のようにまとめることができる。

量刑が $p_b \leq c_i$ あるいは $c_g < p_b$ の場合には、被告人が無実であるか否かにかかわらず、すべての被告人が一樣に提案を受諾または拒否することから、この提案 p_b を一括提案と呼ぶことにする。検察官は一括提案に対する被告人の反応からは、罪の有無に関する情報を何ら引き出すことはできない。

一方、量刑の提案 p_b が $c_i < p_b \leq c_g$ を満たしているとき、無実の者は司法取引を拒否して法廷で闘うことを選択するのに対して、真犯人は検察官による司法取引の提案を受け入れる。この場合には無実の者が真犯人かによって検察官の提案に対する被告人の反応が異なることから、このときの検察官の提案を分離提案と呼ぶことにする。検察官はこの分離提案を出して被告人が司法取引に応じるかどうかを観察することによって、目の前にいる被告人が真犯人であるかどうかを完全に見分けることができる。すなわち、分離提案によって被告人のスクリーニングが可能となり、情報の非対称性を解消することができるのである。

それでは、この巧妙に設計された司法取引が社会的に望ましい結果をもたらすかどうかを考えてみよう。先ほどと同様に、検察官あるいは社会は二種類の過誤による損失をなるべく小さくす

表2 検察官の提案と交渉結果

提案される量刑 p_b	$p_b \leq c_i$	$c_i < p_b \leq c_g$	$c_g < p_b$
無実の者	受諾する	拒否する	
真犯人	受諾する		拒否する

ることを目指しているものとする。この目的にもっとも適っているのは、分離提案 $p_b = c_g$ である。なぜなら、分離提案によって被告人の中から真犯人を見分けることができ、しかも被告人を分離するための条件 $c_i < p_b \leq c_g$ の範囲内なるべく重い刑罰を提案することによって、真犯人に対する刑罰が軽くなりすぎないようにしているからである。その意味で提案 $p_b = c_g$ を最適な分離提案と呼ぶことにする。

その上で、最適な分離提案による司法取引が、司法取引が存在しないときに比べて必ず社会厚生を高めることが示される。この結果は次のような簡単な考察から確かめることができる。第一種の過誤については、無実の者がこの提案を拒否して裁判を選ぶため、そもそも司法取引が存在しないときと変わらない。これに対して第二種の過誤については、司法取引によって真犯人に確実に刑罰を科すことのできるため、危険回避的な検察官あるいは社会は、量刑が不確実な裁判よりも保険効果がある司法取引の方が望ましいと考える。したがって、最適な分離提案による司法取引が二種類の過誤による損失を小さくし、社会厚生を高めるのである。

最後に、もし第5の前提を緩め、被告人によって危険に対する態度が異なる場合も含めたとき、スクリーニングの機能にどのような影響があるかを考えよう。等価の量刑は裁判における有罪の確率や量刑だけでなく、被告人自身が裁判で有罪になる危険性をどの程度回避したいと思っているかに依存する。そして、危険回避的な被告人ほど重い刑罰でも司法取引に応じる傾向がある。したがって、例えば非常に危険回避的な無実の者とあまり危険回避的でない真犯人を比較したとき、これまでとは違って、無実の者の等価の量刑の方が重くなる可能性も出てきてしまう。このような被告人については司法取引によって分離できないため、司法取引によるスクリーニングの機能は完全ではなくなるのである。

3 犯罪抑止と司法取引

前節では事後的な観点から司法取引が果たす役割について見てきたが、司法取引は犯罪の発生自体にも影響を与えるかもしれない。本節では犯罪の抑止という事前的な観点から司法取引について考察する。

3.1 厳罰化による犯罪抑止

犯罪と刑罰に関する経済分析としては、Becker (1968) の研究が有名である。彼は犯罪の発生を考えるにあたって、個人の犯罪行為に対する意志決定を説明することから始めている。

まず、個人は合理的であり期待効用を最大化するように行動すると仮定し、もし犯罪を実行したときの期待効用を

$$EU = pU(Y - f) + (1 - p)U(Y)$$

と定式化する。ここで、 $U(\cdot)$ は個人の効用関数であり、この関数は単調増加すなわち $U' > 0$

であるとする。また、 Y は犯罪行為からの金銭的、精神的な便益、 p は個人が逮捕されて裁判で有罪判決を受ける確率、 f はそのときの刑罰の重さを示している。犯罪を行わなかったときの期待効用が0であるから、個人は犯罪行為からの期待効用が正であるならば犯罪を実行するだろうと予想される。

有罪となる確率 p および刑罰の重さ f は、個人にとって犯罪行為の費用、すなわち個人が刑罰を受けることによる損失に関わる変数である。犯罪行為からの期待効用を p および f で偏微分すると効用関数が単調増加であることから、

$$\frac{EU}{p} = U(Y - f) - U(Y) < 0$$

および

$$\frac{EU}{f} = -pU'(Y - f) < 0$$

となる。よって、これらの変数が増加したときには個人の犯罪行為からの期待効用が減少することが分かる。言い換えれば、刑罰の確実性と厳しさが個人に罪を犯すことを思いとどらせる要因となり、逮捕率などを高め、刑罰を重くすることが犯罪抑止策として有効となるのである。

ところで、政府にとって、警察の取り締まりや捜査を強化するためにはかなりの費用がかかるのに対して、罰金額を大きくするといった厳罰化にはほとんど費用がかからない。このことから Becker (1968) は、刑罰の確実性を高めるよりも犯罪の程度に関わらずもっとも厳しい刑罰を科すことが、犯罪の抑止と資源の節約を両立させる効率的な政策であると述べた。

3.2 厳罰化と司法取引

この厳罰化の主張はその後の政策に多大な影響を与えたが、一方でさまざまな批判を受けてきた。実証面からは、重要犯罪の発生については量刑よりも逮捕率の影響の方が大きく、警察官を増員して取り締まりを強化した都市では、犯罪が劇的に減少したという事例があげられた³。

また、理論面からも数多くの指摘がなされている。例えば Stigler (1970) や Mookherjee-Png (1994) は、もし軽い犯罪に対しても厳しい刑罰が科されるならば、いったん犯罪に手を染めた人間がさらに重い罪を犯すのを抑えられなくなるとして、限界的な犯罪抑止という観点から一様な厳罰化に反対した。そして、犯罪者に罪を重ねるのを思いとどらせるためには、犯罪の程度に応じて段階的に刑罰を重くなるようにして、いつでも刑罰による抑止効果が働くようにしなければならないと主張した。

一方、Roberts (2000) は犯罪抑止と司法取引の関係に注目し、先ほどとは違った視点から厳罰化を批判している。それは司法取引が認められている状況で刑罰を厳しくすると、かえって犯罪が増加し、しかも凶悪化する危険性があるというものである。

この議論では次のような状況を想定している。第1に、検察に与えられている予算や人員には限りがあり、その活動が金銭的、時間的に制約されている。第2に、裁判に必要な経費や時間は、

被告人に対する検察官の求刑が重くなるほど増加する。これは、被告人は求刑が重いほどこれに対抗しようと努力するだろうし、また裁判所も慎重に審理するためにより確かな証拠を提示するよう求めるため、結果的に検察の負担が大きくなると考えられるからである。

第3に、検察官と被告人による司法取引の結果は、ナッシュ交渉解によって決まるものとする。ナッシュ交渉解では両者が取引からの追加的利益を折半するように決まるので、検察官が一方的に条件を提示する交渉とは異なり、被告人も交渉力を持っている。第4に、真犯人が逮捕されない可能性はあっても無実の者が誤って逮捕されることはないものとし、前節で説明した情報の非対称性の問題を無視する。この仮定によって、検察官は被告人が無罪や過度に軽い刑罰にならないようにすることだけを目指せばよいことになる。

これらの前提から、検察官は刑罰の重い重要犯罪を取り扱うときほど裁判での負担が大きくなるため、費用を節約するためにより頻繁に司法取引を行おうとするだろう。また、この傾向は検察の予算がより制約的であるほど強まると考えられる。実際、アメリカで大部分の事件が司法取引によって解決されている背景には、検察官に限られた予算の中で多くの事件を取り扱わなければならないという経済的事情があるとされている。

このような状況で厳罰化がなされると、裁判費用がますます増大するため、検察官は司法取引を多用せざるを得なくなる。このことは個別の司法取引にも影響を与える。検察官の事情を知っている被告人は、司法取引で大きな交渉力を持つようになるため、量刑をより軽くしてもらえる可能性が高くなるのである。また、重要犯罪ほど司法取引による費用削減効果が大きいので、量刑もさらに大きく軽減されることになるだろう。

司法取引での量刑の軽減は、潜在的な犯罪者にとっては犯罪行為の費用が下がることを意味する。もしこの状況を把握し、逮捕されても取引が自分たちに有利に働くと予想するならば、彼らは犯罪を実行しやすくなるだろう。そうだとすると、社会全体から見たときに厳罰化によってかえって犯罪件数が増加することになる。また、重要犯罪ほど司法取引による量刑の軽減が大きく、犯罪者にとって相対的に有利となるため、とりわけ重要犯罪が増加する危険性が高まるのである。

今の議論を裏返して考えると、犯罪を減らすためには刑罰を重くするのではなく、むしろ軽くする方が効果的であることになる。また、検察の予算を増やして刑罰の確実性を高めることも重要であろう。なぜなら、検察官が個々の事件により多くの費用をかけられるようになると司法取引を多用しなくてもよくなり、あるいは取引を行ったとしても検察官の交渉力が相対的に強まるため、個人にとって犯罪行為が高つくようになるからである。

4 結語

本稿は犯罪の発生後と発生前という二つの視点から、司法取引の社会的影響に関する議論を見てきた。犯罪が発生した後の裁判との関わりにおいては、司法取引は費用削減や過誤に対する保険としての役割を果たしうる。また、分離提案による司法取引によって被告人のスクリーニングが可能となり、これによって過誤を小さくして社会厚生を高めることができる。

一方、事前的な観点からは犯罪抑止と司法取引の関わりについて考えた。もし検察の予算が非常に制約的である状況で厳罰化を行うと、費用を節約するために司法取引が多用されるため、潜在的な犯罪者にとっての犯罪行為の費用が下がり、かえって犯罪が増加、凶悪化する危険性がある。この場合には、刑罰を軽くしたり、刑罰の確実性を高めることが重要となる。

今後の課題としては、組織犯罪と司法取引との関わりについても考えるために、有名な囚人のジレンマの話のように複数の被告人に対して司法取引を行った場合に結果にどのような影響があるのかを調べる必要があるだろう。

注

- 1 検察官の取引相手は、取引が行われる時点が起訴前ならば被疑者、起訴後ならば被告人となるが、以降は区別せずに被告人と呼ぶことにする。
- 2 司法取引と裁判が被告人にとって無差別な場合には、司法取引の方を選択するとしておく。
- 3 犯罪と刑罰に関する実証研究については、例えば Ehrlich (1996) のサーベイ論文を参照のこと。

参考文献

- [1] Adelstein, R. P. (1978). "The Plea Bargaining in Theory : A Behavioral Model of the Negotiated Guilty Plea," *Southern Economic Journal*, 44, 488-503.
- [2] Becker, G. S. (1968). "Crime and Punishment : An Economic Approach," *Journal of Political Economy*, 76 : 169-217.
- [3] Ehrlich, I. (1996). "Crime, Punishment, and the Market for the Offenses," *Journal of Economic Perspective*, 10 (1) : 43-67.
- [4] Grossman, G. M. and M. L. Katz (1983). "Plea Bargaining and Social Welfare," *American Economic Review*, 73 : 749-757.
- [5] Landes, W. M. (1971). "An Economic Analysis of the Courts," *Journal of Law and Economics*, 14, 61-108.
- [6] Mookherjee, D. and I. P. L. Png (1994). "Marginal Deterrence in Enforcement of Law," *Journal of Political Economy*, 102 (5) : 1039-1066.
- [7] Roberts, J. (2000). "Plea Bargaining with Budgetary Constraints and Deterrence," mimeo.
- [8] Stigler, G. L. (1970). "The Optimal Enforcement of Laws," *Journal of Political Economy*, 78 : 526-536.